

空き家を 放置しないで!!



空き家相談会を開催します

日 程： 5月19日(月) 7月24日(木) 9月24日(水)
 11月20日(木) 1月23日(金) 3月3日(火)

時 間： 14時30分～16時30分
 各回30分単位で事前予約制(先着順)

会 場： 北庁舎2階201会議室

相談員： 建築士・宅地建物取引士・司法書士・行政書士

建替えや、解体、売却、貸したい、相続、借地権などの相談にお答えいたします。



空き家の解体工事費を助成する制度があります

助成対象： 昭和56年5月31日以前に建てられた空き家で
 区が危険と判定したもの
 (事前に相談窓口またはお電話でご相談ください。)



空き家の活用をサポートします



使っていない建物をお持ちの方、ご相談ください。
建物の活用提案など、サポートを行っています。

相談窓口・申し込み先

荒川区防災都市づくり部住まい街づくり課 03-3802-4079